仕様書(飲料用自動販売機)

1 自動販売機の規格及び条件

(1) 大きさ

設置面積(土台、土台の足、電源接続部、放熱スペース及び回収ボックスの設置面積を含む。)は、貸付面積の範囲内とし、高さは2m以内とすること。

- (2) 環境対策
 - ① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素、炭化水素等を採用した機種とすること。

(3) 販売品目

ペットボトル・缶飲料自動販売機

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶その他ジュース類の缶、ペットボトルなどの密閉式 容器入りの飲料を販売することとし、酒類の販売は行わないこと。

(4) 販売価格

標準小売価格の20円以上引き去りした価格で販売すること。

(5) 大規模災害時におけるペットボトル・缶飲料の無償提供

大規模な災害が発生した場合に、停電時でも自動販売機のペットボトル・缶飲料を避難者等に対し、無償提供する災害型自動販売機とする。なお、災害時における無償提供について、借受人から任意の利用規則等提示された場合は、貸付人と借受人が協議した上でこれを定めるものとする。

2 遵守事項

- (1) 安全対策
 - ① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」(JIS 規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じること。

② 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとすること。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めるものとすること。

- (2) 使用済み容器の回収
 - ① 回収ボックスの設置

自動販売機に回収ボックスを併設し、借受人の責任で適切に回収及びリサイクルするこ

と。

② 回収ボックスの規格

ア 素材

プラスチック製又は金属製とすること。

イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

ウその他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミが入りにくい構造のものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止に努めること。

(3) 自動販売機の管理運営

- ① 借受人において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充 並びに自動販売機内部、外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
- ② 借受人において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めること。また、自動販売機の故障時などの連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付け、釣り銭不足や故障等の苦情があった場合は、即時対応すること。

3 貸付料

見積もった価格とする。

4 電気料等

借受人において、各自動販売機に電気等の使用量を計測する専用メーター(計量法(平成4年 法律第51号)に基づく検査に合格したものに限る。)を取り付けるものとし、それにより算出 された料金を市が発行する納入通知書により納入する。

5 売上手数料

徴収しない。

6 売上状況の報告

賃貸借契約に係る売上状況(月別の販売数及び売上金額)について、毎年4月から9月までの分を10月末日までに、10月から3月までの分を4月末日までに報告すること。

7 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、借受人が負担する。
- (2) 電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、借受人が負担する。なお、設置に当たっては、貸付人の指示に従うものとする。

8 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して貸付人の確認を受けなければならない。

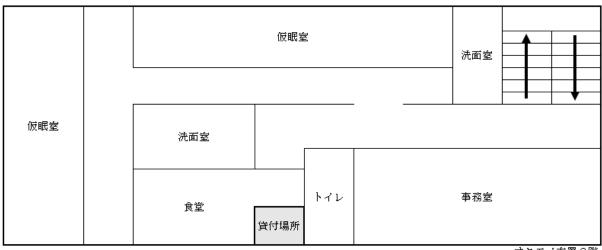
9 自動販売機設置に伴う事故

貸付人の責めに帰する事由による場合を除き、借受人がその責めを負う。

10 商品等の盗難及び破損

- (1) 貸付人の責めに帰することが明らかな場合を除き、貸付人はその責めを負わない。
- (2) 借受人は、商品及び自動販売機が汚損又はき損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

11 貸付場所図面



オタモイ支署2階